

東京保健医療専門職大学研究活動上の行動規範

東京保健医療専門職大学（以下「本学」という。）において、研究に携わるものが、社会の信頼と負託を得て、主体的かつ自立的に学術及び臨床に関する研究を進め、科学的論理と実証の健全な発展を促すとともに、学術及び臨床研究の信頼性と公正性を確保することを目的として、以下の行動規範を定める。

（自己研鑽）

研究者は、人間の尊厳と基本的人権を尊重し、深い思考と広い視野のもとに自らの専門性の向上に努める。

（倫理妥当性）

常に自らの行動や発言を律するように努めるとともに、自らが関与する研究が一般社会や人々に与える影響を常に自覚し、研究目的と研究手法の倫理的妥当性を考慮すること。

（独創性・新規性の確保）

研究計画の立案又は提案にあたっては、過去に行われた研究業績の調査及び把握に努め、誠実に自己のアイデアや手法の独創性・新規性を確認すること。

（差別の排除）

人種、思想信条、性別、年齢、出自、宗教、民族、障害の有無、及び家族状況等に関して、人権の侵害を行う又は行うおそれのある行為をしないこと。

（不正行為の排除と法令の遵守）

研究者は、自らを厳しく律して、データの捏造、改ざん、盗用、あるいは偏ったデータの提示など、真実から逸脱する行為を行わず、また加担しない。研究の実施、研究費の使用等にあたっては、法令や関係規則を遵守する。

（学生への配慮）

本学の学生等が研究活動に加わる時は、当該学生等が不利益を被らないように十分配慮するとともに、この規範を踏まえた指導を行うこと。

（データの収集）

データ等の収集にあたっては、科学的かつ社会的に妥当と考えられる方法により行うこと。

（研究成果の公表）

特許権の取得申請等合理的な理由により公表に制限がある場合を除き、研究の内容及び成果を広く社会に還元するため公表すること。

（知的財産権）

他者の知的財産権を侵害しないこと、並びに、捏造、改ざん及び盗用等の不正な行為を行わないこと。

（守秘義務）

研究活動を伴う守秘義務を厳守し、研究活動の過程において知り得た個人情報の保

護に努めなければならない。

(利益相反)

研究活動に当たり、産官学連携に伴う利益相反の発生に十分留意しなければならない。

附 則

この規範は、令和2年4月1日から施行する。